

福島県県中地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における福島県郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町（3 市 6 町 3 村）の行政区域とする。

この区域の面積は、下記のとおりである。（地図は別紙のとおり）

市町村名	全面積（h a）	可住地面積（h a）
郡山市	75,720	33,414
須賀川市	27,943	16,124
田村市	45,833	15,488
鏡石町	3,130	2,788
天栄村	22,552	3,733
石川町	11,571	5,821
玉川村	4,667	2,520
平田村	9,343	3,551
浅川町	3,743	2,176
古殿町	16,329	3,003
三春町	7,276	4,936
小野町	12,518	3,675
合計	240,624	97,249

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域、下表で○を掲げた地域、その他の環境保全上重要な地域は除くこととし、また、各市町村の土地利用計画上、特に保全すべき区域は除くこととする。「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、下表で×を掲げた区域は、上記の促進区域中に存在しない。

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○

自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×
シギ・チドリ類渡来湿地	×
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	×
保安林及び国有林	○

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

福島県県中地域は、福島県中通り地方の中央に位置し、都市機能が集積した平坦部を日本有数の一級河川である阿武隈川が南北に流れ、西側には猪苗代湖や奥羽山脈、東側には阿武隈高地など変化に富んだ自然が取り囲んでおり、都市的利便性と豊かな自然環境をともに享受できる地域である。

【インフラの整備状況】

福島空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道、磐越自動車道の既存の高速交通体系に加え、空港と二つの高速道路を結ぶ福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）や県内主要道路の整備により、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。

また、東北縦貫自動車道と磐越自動車道の結節点となっており、交通と物流の要衝として経済産業活動が活発な地域となっている。平成 29 年 4 月には J R 磐越西線郡山・喜久田間に郡山富田駅が開業し、さらには、平成 31 年 1 月に東北縦貫自動車道郡山 I C と郡山南 I C との間に郡山中央スマートインターチェンジが開通した。

加えて、東京から 200km 圏内に位置し、東北新幹線により東京へは約 80 分、磐越自動車道により小名浜港へは約 90 分、福島空港からは大阪や札幌へ定期直行便で結ばれており、交通の便にも恵まれた地域となっている。

【産業構造】

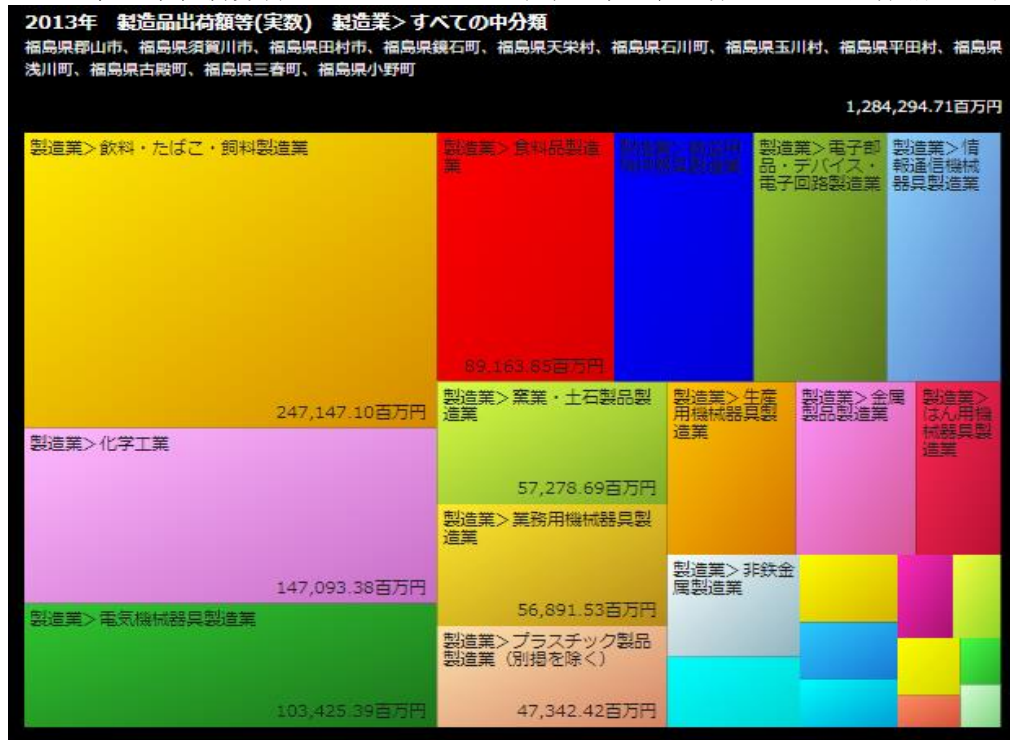
当地域は、郡山市、須賀川市を中心として、卸・小売業や製造業の集積が進み、平成 26 年の製造品出荷額等は、福島県工業統計調査によると、1 兆 3,272 億円、県全体の 26.0%、平成 26 年商業統計調査（卸売業）の年間商品販売額は 9,375 億円、県全体の 41.5% を占めるなど、本県産業の先導的拠点地域となっている。

過去 10 年間（平成 18～27 年）の動きをみると、73 件の工場が新設された一方、平成 26 年の事業所数が前年比 24 社減、従業者数が前年比 344 人減（いずれも福島県工業統計調査による）と全体として減少傾向にある。地域全体の人口も同様に、この 10 年間で 21,281 人減少した。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により産業・交通・生活基盤に甚大な被害を受けるとともに、原発事故の影響により事業活動が大幅に制限され、生産機能及び労働力の県外流出が進行するなど地域のあらゆる産業が大きな打撃を受けた。

震災後、県内の景気は徐々に持ち直しており、雇用に関しても、震災復旧関連求人の増加等により企業立地の推進及び改善の動きがみられる。

なお、地域経済分析システムにおける県中地域の製造業にかかる産業構造は表のとおり。



ここで、化学工業は、主に医療用機械器具製造業や医薬品製造業が主たる構成となっている。また、本地域には医療機器の安全性評価、企業のマッチングやコンサルグコンサルティンク、医療従事者のトレーニング等を総合的に実施する「ふくしま医療機器開発支援センター」、医療福祉機器産業クラスターの形成を促進する「日本大学工学部」、再生可能エネルギーの研究拠点として「福島再生可能エネルギー研究所（産業技術総合研究所）」などの研究拠がある。

本地域で保有する産業等の強みを活かし、かつ、近隣も含めた立地する輸送用機械、医療福祉関連、航空宇宙関連の企業とのマッチングや共同により、既存産業の集積を強みとした地域経済を牽引する事業者の取り組みを創出することで、経済的な効果だけでなく地域の企業の継続的な発展が期待できる。

【人口分布の状況】

当地域の人口は、東日本大震災及び原子力災害の影響による県外等への人口流出の影響などから、震災前に比べ人口は減少傾向にあり、平成 29 年 7 月 1 日現在で 534,519 人（福島県現住人口調査月報による）となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

県中地域は、郡山市、須賀川市を中心に製造業の集積が進み、平成 26 年福島県工業統計調査によれば、製造品出荷額等は、1 兆 3,272 億円、県全体の 26.0%を占め、本県の製造業の先導的拠点地域となっている。また、製造品出荷額の業種別割合では医療用機械器具製造業や医薬品製造業などの化学工業 (12.4%)、次いで電機機械器具製造業が 11.1%と化学工業の比率が高い傾向にある。

このような状況の中で、医療福祉関連産業、情報通信関連産業、輸送用機械関連産業、半導体関連産業など高度技術の集積と加工組立型産業分野等の基盤的技術、さらには豊かな自然環境・地理的優位性を最大限に生かし、県ハイテクプラザ、日本大学工学部等の学術研究機関、(国研)産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所、ふくしま医療機器開発支援センター、(公財)郡山地域テクノポリス推進機構等の産業支援機関、市町村及び県が一体となり、質の高い雇用と付加価値の創出を目指す。

具体的には、「人」の生活の質の向上と「社会」の発展という 2つの視点に基づき「いのちと暮らしを支える生活関連産業」と「新たな時代をリードする高度技術産業」の集積を活用し、地域経済牽引事業を促進する。

さらに、県が策定した「福島県商工業基本計画」(令和 3 年 12 月改定)においては、再生可能エネルギー関連産業に加え、水素・環境・リサイクル関連産業分野を新たに位置づけ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、環境と経済の好循環を創り出していく。

①いのちと暮らしを支える生活関連産業

<医療福祉関連産業、食品関連産業、地域資源活用型産業>

(公財)郡山地域テクノポリス推進機構や日本大学工学部等が推進し、ふくしま医療機器開発支援センターが後押しする医療工学などの最先端技術を生かした医療福祉関連産業、豊かな自然環境や多彩な農林水産資源などを活用した食品関連産業、第一次産業などの地域資源とこれまで培われた高い技術や豊富な人材を活用するとともに交通と物流の要衝として経済産業活動が活発な地域の特性を生かした地域資源活用型産業の集積を活用し、地域経済牽引事業を促進する。

②新たな時代をリードする高度技術産業

<輸送用機械関連産業、半導体関連産業、高度情報化関連産業、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業>

郡山地域テクノポリス開発構想、東北地域産業クラスター形成戦略(郡山地域)などを基点に集積されている輸送用機械関連、半導体関連、高度情報化関連等の高度技術産業の集積を活用し、地域経済牽引事業を促進するとともに、これらの産業の連携による新しい産業の創出を図る。

さらには、産業技術開発を担う(国研)産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所、県ハイテクプラザ及び日本大学工学部等の取組みと連携を図りながら再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の集積を活用し、原子力に依存しない、安全・安心で

持続的に発展可能な社会へ向けた取組を推進する。

(2) 経済的効果の目標

- 1件あたりの約0.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を18件程度創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍（平成25年福島県産業連関表（全産業平均）1.2873倍）の波及効果を与え、促進区域で約9.3億円の付加価値を創出することを旨とする。
- 9.3億円の付加価値は促進区域の製造業における集積を図ろうとする関連産業の付加価値3,844億円（平成26年実績）の約0.2%である。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業新規承認件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	-	930百万円	-

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業新規承認件数	—	18件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,626万円（福島県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること。

③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

促進区域内において、重点促進区域として、別表1に記す区域を設定する。

なお、設定する区域は、平成28年11月1日現在における地番により表示したものである。

本区域は、各市町村において事業所が集積する上で充実した環境（既存産業の集積基盤、鉄道や高速道路をはじめとした交通インフラ、工場用地としての整備など）を有しており、地域経済牽引事業の重点的な促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(2) 区域設定の理由

【郡山市】

対象区域の面積は約4,520ヘクタールである。区域の設定に当たっては、都市計画区域内の用途地域の内「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」等住居専用地域を除く地域及び木材木工工業団地を選定している。

【須賀川市】

対象区域の面積は約891ヘクタールである。区域の設定に当たっては、福島県復興推進計画に定める「ふくしま産業復興投資促進特区」における復興産業集積区域と同区域としている。また、今後も市外からの進出が見込まれる区域であることから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として選定している。

【田村市】

対象区域の面積は約347ヘクタールである。区域の設定に当たっては、企業の立地状況、幹線道路からの近接性、周辺環境の整備状況を基準としている。具体的には、高速交通（磐越自動車道）の利用により大都市圏へのアクセスに利点があること、工業団地が整備されており、既存の繊維工場、窯業・土石製品製造業、輸送用機械器具製造業等関連産業の立地や計画が進められている木質バイオマス発電所の関連産業の立地が見込まれること等が挙げられる。このことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【鏡石町】

対象区域の面積は約131ヘクタールである。主として工業団地として整備、または製造業を中心とした企業が立地している区域であること、「ふくしま産業復興投資促進特区」における復興産業集積区域であることから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【天栄村】

対象区域の面積は約20ヘクタールである。区域の設定に当たっては、主として工業団地

が整備されており、企業の立地を見込めることを理由とする。大山地区については「ハイテク大山工業団地」、向原地区については「飯豊農工団地」が整備されていることから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【石川町】

対象区域の面積は約 50 ヘクタールである。区域の設定に当たっては、既存の 3 工業団地及び工場の新規立地または規模拡大が見込まれる地域を基準としている。このうち、沢田地区には藤沢工業団地が整備されており、航空宇宙・輸送用機械関連企業の立地が見込まれている。また、野木沢地区 1 については、旧企業が撤退した跡地であるが、輸送用機械関連産業が集積されている西部工業団地の近隣にあり、利用可能な建屋とともに十分な面積を備えており早期の活用が望まれている。これらのことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【玉川村】

対象区域の面積は約 38 ヘクタールである。区域の設定に当たっては、当村において地域経済を牽引する企業の立地があること、またインフラが整備され周辺区域に十分な敷地を有することから今後新たな企業の進出が見込まれることを理由とする。

具体的には、玉川村工業団地は工業団地として整備され、輸送用機械器具製造関連等の企業の集積地であること、南須釜地区（の一部）及び小高地区は、福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）の利用により大都市圏へのアクセスに利点があり、かつ周囲に十分な用地確保が可能である等新たな企業の進出に対応可能であること、岩法寺地区、竜崎地区及び南須釜地区（の一部）は、地域経済を牽引する企業が立地していることを理由とする。これらのことから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【平田村】

対象区域の面積は約 54 ヘクタールである。工業団地として整備され事業所の集積地として適した環境を有すること（平田工業団地、小舘工業団地）、古くから事業所が集積しており更なる集積促進を図るべき地区であること（切山地区、鳩尾地区、煙石地区、蓬田新田地区 1、蓬田新田地区 2、遅沢前地区、古寺地区）、遊休公共用地であり、福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）の I C に近く、事業所の新規集積を見込める地区であること（一本内地区）から、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【浅川町】

対象区域の面積は約 39 ヘクタールである。工業団地が整備される等、事業所の集積地として適した環境を有すること（浅川地区、浅川工業団地、浅川南工業団地）から、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

【古殿町】

対象区域の面積は約 27 ヘクタールである。区域の設定に当たっては、産業集積を図るべき区域であるから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。各区域には、現に製造業をはじめとした企業が立地している（古殿工業団地：電気通信機械器具製造業、西渡工業団地：自動印刷製本機械組立製造業、田口地区：情報通信機械器具製造業、竹貫地区：食品製造業、山上地区：衣類製造業、鎌田地区：木材加工業）。

【三春町】

対象区域の面積は約4ヘクタールである。都市計画上の工業地域、準工業地域とされていること、また工業団地等の整備が行われていることから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。また、本区域は農用地を含んでいるが、土地利用調整は行わないこととする。

【小野町】

対象区域の面積は約75ヘクタールである。当町において地域経済を牽引する企業の立地があること、またインフラが整備され周辺区域に十分な敷地を有することから今後新たな企業の進出が見込まれることから、当該区域において、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

なお、上記区域設定にあたっては、平成28年度工場適地調査において、郡山市に約148ヘクタール（うち郡山西部第一工業団地が約147ヘクタール、郡山西部第二工業団地が約1ヘクタール）、鏡石町に約23ヘクタール（鏡石駅東地区）、天栄村に約3ヘクタール（ハイテク大山工業団地）、小野町に約30ヘクタール（緑の工業団地）の空き工業団地が把握されているが、新たな工場用地として十分な面積を備えていることから、これを含めて重点促進区域を設定する。

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

重点促進市町村が指定する工場立地特例対象区域は、別表2に記す区域を設定する（須賀川市、鏡石町、石川町、玉川村、古殿町）。

設定する区域は、平成28年11月1日現在における地番により表示したものである。

なお、工場立地法の特例の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】 県中地域の医療福祉機器関連産業などの産業集積
【活用戦略】 成長ものづくり
- ② 【地域の特性】 「ふくしま医療機器開発支援センター」の技術
【活用戦略】 第4次産業革命
- ③ 【地域の特性】 国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や福島県環境創造センター等の再生可能エネルギー関連技術等を活用した産学官連携
【活用戦略】 再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル
- ④ 【地域の特性】 県中地域の航空宇宙産業の技術
【活用戦略】 成長ものづくり
- ⑤ 【地域の特性】 県中地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見
【活用戦略】 第4次産業革命
- ⑥ 【地域の特性】 県中地域の医療機器関連産業などの産業集積
【活用戦略】 医療関連産業

(2) 選定の理由

- ① 【地域の特性】 県中地域の医療福祉機器関連産業などの産業集積
【活用戦略】 成長ものづくり

平成26年福島県工業統計調査によれば、県中地域の製造品出荷額等は1兆3,272億円、事業所数1,021か所、従業者数39,893名となっている。製造品出荷額の業種別の割合では医療用機械器具製造業や医薬品製造業などの化学工業12.4%、電気機械器具製造業が11.1%、となっており、医療福祉関連産業を中核とした化学工業の産業集積が形成されている。本地域の強みであるこれらの産業集積を活用して、多様な成長産業に係る事業者を支援することが重要である。

具体的には、日本全薬工業(株)が昭和21年に立地したのをはじめ、ニプロファー(株)鏡石工場、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)、ノボノルディスクファーマ(株)郡山工場、CYBERDYNE(株)次世代型多目的ロボット化生産拠点など、医薬品、機械器具・部品、検査・診断装置といった多岐にわたる医療福祉機器産業クラスターの形成が進展している。また、日本大学工学部工学研究所では、医学と工学の結びつきによる「医療工学」分野の研究や技術開発が積極的に進められており、研究成果は地元企業へ積極的に技術移転されている。

平成28年11月には医療機器開発から事業化までの一体的支援と安全性評価の拠点となる「ふくしま医療機器開発支援センター」(郡山市)が開所し、当該分野のさらなる充実が見込まれる。

また、豊かな第一次産業などの地域資源とこれまで培われた高い技術や豊富な人材を活用するとともに交通と物流の要衝として経済産業活動が活発な地域の特性を生かすことも重要である。

強みのある産業集積の活用し、医療・ロボットといった成長産業における事業者、研究拠点などとの連携を図りつつ地域経済牽引事業の創出を図る。

②【地域の特性】「ふくしま医療機器開発支援センター」の技術

【活用戦略】第4次産業革命

本県は医療機器生産金額1,245億円（全国第3位）、医療機器受注生産金額352億円（全国第1位）（厚生労働省「平成25年薬事工業生産動態統計年報」）、であり、その中で、県中地域には、「ふくしま医療機器開発支援センター」が立地している。当該センターは、医療機器の安全性評価、企業のマッチングやコンサルティング、医療従事者のトレーニング等を総合的に実施し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する我が国唯一の医療機器開発支援拠点であり、関連企業の新たな立地の促進、県内企業の取引拡大など産業の復興、雇用の創出を図るとともに、医療関連産業の発展と医療の安全性の向上を目指している。

県中地域には、日本全薬工業（株）ニプロファーマ（株）鏡石工場、ジョンソン・アンド・ジョンソンなど医薬品、機械器具・部品産業といった医療福祉機器産業クラスターの形成が進展しており、日本大学工学部（郡山市）等においても医工連携による先端技術機器の開発が鋭意進められている。その地域の強みを生かし、付加価値の高い地域経済牽引事業の創出を図ることにより、第4次産業革命が推進されていくものと期待される。

③【地域の特性】国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や福島県環境創造センター等の再生可能エネルギー関連技術等を活用した産学官連携

【活用戦略】再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル

県中地域には、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に郡山市に、福島県環境創造センターが平成27年10月に三春町に開所し、また、日本大学工学部やテクノアカデミー郡山等の高等教育機関、福島県ハイテクプラザ等の産業支援機関が多く立地しており、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや水素の活用、放射線計測・除染など環境創造のための研究が進められている。

特に、福島再生可能エネルギー研究所と連携して、地元企業による水素精製用めっき水素透過膜の実用化に向けた開発や、廃棄太陽光パネルガラスの再資源化の実証が進められるなど、水素や環境・リサイクル分野への新規参入が期待される。

また、公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構、県ハイテクプラザ、公益財団法人福島県産業振興センターを中心に、産学官の共同研究、新事業創出の支援体制の整備など、高度技術産業集積地域の維持、強化に向けた広域的な取り組みが行われるとともに、日本大学工学部は県中地域にとどまらず県内企業の産学連携のパートナーとして、重要な役割を果たしている。国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所においても、国内外の研究機関や大学、企業との連携のもと、再生可能エネルギー関連技術の発信による産業競争力の強化、被災地産業の復興と振興に取り組んでいる。さらに平成29年4月には、再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援機関である「エネルギー・エージェンシーふくしま」が開所した。

これらを活用し、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野の地域経済牽

引事業の創出することにより、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組を推進する。

④ 【地域の特性】 県中地域の航空宇宙産業の技術

【活用戦略】 成長ものづくり

県中地域には、航空宇宙産業の参入実績のある企業、参入し得る技術を持つ企業が機械加工、電子、特殊加工を中心に 17 社存在しており、7 社が航空機産業の国際認証規格を取得ないし取得予定である。

そのうち、国際認証規格を持つ 1 社は、航空機関係の防衛品において部品加工を受注しており、また、当社は、宇宙産業においても、「はやぶさ 2」プロジェクトにおいて衝突装置の加工を行うなど実績を有している。

その他県内他地域にある航空機産業の中核企業と取引がある企業があるなど、今後も当企業及び周辺企業では航空宇宙産業において成長が見込まれるため、成長ものづくり産業における地域活性化が期待される。

県では、航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、航空宇宙フェスタの開催、認証取得や参入支援のための専門家（コンサルタント）派遣、認証取得経費の一部補助等を行っている。

⑤ 【地域の特性】 県中地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見

【活用戦略】 第 4 次産業革命

県中地域では、3 社が福島県の災害対応ロボット研究開発事業の採択を受け、水中探査ロボット等の開発等が進められたほか、6 社がロボット関連産業基盤強化事業費補助金の採択を受け、有線ドローンを用いた広域監視システムの開発、工場向け自動給材ロボットの開発などが進んでいる。

これらの企業等も属する「ふくしまロボット産業推進協議会」では 4 分野の検討会（ドローン活用検討会、医療・生活支援ロボット検討会、ロボット部材開発検討会、ロボット・ソフトウェア検討会）を設け、知見の蓄積、相互交流、普及啓発等の取組を推進しており、県中地域の 47 社が参画している。

また、ロボット技術に関する研究・教育機関として、日本大学工学部（郡山市）、県ハイテクプラザ（郡山市）、テクノアカデミー郡山（郡山市）等が存在しており、近隣の相双地域で整備が進められている福島ロボットテストフィールド（南相馬市）もあり、当該協議会の取組について、人材供給や技術支援の観点から支援を受けることが可能である。

県としても、このような取組の後押しをすべく、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、県の事業である災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を進める。

このように「ふくしまロボット産業推進協議会」に集約される知見を活用し、第4次産業革命を推進する。

⑥【地域の特性】 県中地域の医療機器関連産業などの産業集積

【活用戦略】 医療関連産業

平成26年福島県工業統計調査によれば、県中地域の製造品出荷額等は1兆3,272億円、事業所数1,021か所、従業者数39,893名となっている。製造品出荷額の業種別の割合では医療用機械器具製造業や医薬品製造業などの化学工業が12.4%、電気機械器具製造業が11.1%、となっており、医療関連産業を中核とした化学工業の産業集積が形成されている。本地域の強みであるこれらの産業集積を活用して、多様な成長産業に係る事業者を支援することが重要である。

具体的には、日本全薬工業(株)が昭和21年に立地したのをはじめ、ニプロファーマ(株)鏡石工場、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)、ノボノルディスクファーマ(株)郡山工場、CYBERDYNE(株)次世代型多目的ロボット化生産拠点など、医薬品、機械器具・部品、検査・診断装置といった多岐にわたる医療福祉機器産業クラスターの形成が進展している。また、日本大学工学部工学研究所では、医学と工学の結びつきによる「医療工学」分野の研究や技術開発が積極的に進められており、研究成果は地元企業へ積極的に技術移転されている。

医療機器の開発から事業化までの一元的な支援の拠点である「ふくしま医療機器開発支援センター」が平成28年11月に開所し、関連企業のネットワークが広がる中、県中地域に立地する75企業・団体が福島県医療福祉機器産業協会を通じて事業の活性化を図っている。

また、医療機器の製造販売業及び製造業は県全体で県中地域に最も多く立地し、近年、海外市場との繋がりを持った企業もある。それらの企業を中心とした先進的産業クラスターの形成が期待できるとともに、ニーズを基にした開発が重要である医療関連産業にあって、日本大学工学部との産学連携は、医療関連産業の成長に係る大きな役割を担っている。

県では、長期にわたる取引が期待され、かつ、付加価値の高い取引が可能な有望産業として医療機器関連産業を福島県総合計画「ふくしま新生プラン」における重点業種の一つに位置付けている。

こうしたことから、地域の産業集積を活用した医療機器等生産に係る設備投資や開発活動などの地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域経済牽引事業の基盤となるべき各種制度、事業環境の整備等については、事業者のニーズ及び各種データを踏まえ、適時適切な整備に努める。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設に関する検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の減税措置に関する条例の制定を検討する。

②地方創生関係施策

- ・ 県中地域の航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、地域経済牽引事業者への設備投資支援などによる事業環境の整備や新規参入企業の育成等を実施予定。
- ・ 県中地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ICT関連産業の集積を図り、人材の定着を図るため、サテライトオフィス等の整備や入居企業への支援等を実施する予定。また、県内ICT企業等が開発した製品が県内ものづくり企業等で利活用が図られるよう、AI・IoT製品の導入支援を実施するとともに、企業においてこれらの製品を活用できる人材を育成する予定。
- ・ 県中地域の医療機器関連産業などの産業集積を活用した医療関連産業分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ふくしま医療機器開発支援センターの設備や機能の充実を図るとともに、医療機器関連産業の集積を図り、県内企業等が有する技術・製品を広く県内外に発信し、販路拡大、人材育成等を実施する予定。
- ・ 県中地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の整備及び機能の充実を図るとともに、ロボット関連産業の集積を図り、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発、県の試験研究機関によるロボット開発、災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組み等を実施する予定。
- ・ 地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー・エージェンシーふくしまを始め、産学官金と連携を図りながら、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野において、ネットワークの構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援するとともに、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組やRE100工場など産業部門の脱炭素化モデル創出などを実施する予定。

③企業立地に対する優遇制度 [実施者：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、古殿町、三春町、小野町、福島県]

企業の立地を促進するため、立地及び操業・雇用等に対する補助金や奨励金、助成金等の優遇制度を実施する。

④福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業[実施者：福島県]

県産業の将来を担う人材を確保するため、地域経済を牽引する産業（エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業等）の福島県内事業所に正規職員として一定期間就業かつ福島県内に定住した場合に、奨学金返還のための補助金を交付する。

⑤人材育成事業（補助金）[実施者：郡山市、須賀川市]

中小企業者又は組合が中小企業大学校等で研修するための受講料等の一部を補助する。

また、中小企業大学校仙台校と連携して郡山市内でサテライト講座を実施する（郡山市）。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①県ハイテクプラザによる支援

ハイテクプラザにおいて、県内企業の新商品開発の促進を図るため、大学企業、他県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともにその研究成果をインターネットで公開すること等により、県内企業へ技術移転の推進を図る。

②ふくしま医療機器開発支援センターによる情報発信

ふくしま医療機器開発支援センターにおいて、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するため、生物学的安全性試験などや臨床現場に即した環境で人材育成・訓練を実施する等により、医療機器分野への新規算入・事業化を総合的にサポートしておりインターネットなどで情報発信をする。

③企業誘致活動の推進及び既存企業との情報交換等による支援活動 [実施者：各市町村、福島県]

企業誘致活動の推進及び既存企業への訪問や意見交換会等により、企業動向や要望事項を把握し、企業や従業員の利便性向上に努めるなど、そのフォローアップに努め、新規立地や継続的な事業展開、再投資の促進を図る。

④オープンデータ利活用推進事業[実施者：郡山市]

公共施設情報や統計情報、地図情報等をウェブサイトや公開型地理情報システム等で公開し、事業者等が公共データを利用しやすい環境整備を進め、データを活用した新たな事業創出等による地域産業の活性化を図る。

⑤企業間ネットワーク事業 [実施者：須賀川市]

市内外の企業間ネットワークの拡大を推進し、地場産業の活性化を図るため、セミナーによる交流の場を設定し、企業に対する情報発信や企業間連携による研究開発、取引拡大等の機会を提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの事業環境整備の提案に関しては、福島県及び各市町村が連携して情報の共有、対応の立案、実施後のフォローアップを行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

【産業用共用施設の整備等に関する事項】

①工業用地の整備 [実施者：郡山市、須賀川市]

郡山市の工業生産の拠点として、郡山西部第一工業団地（147.5ha）の整備を進める。
また、須賀川市の工業生産の拠点として、滑川地区に工業団地（約30ha）の整備を進める。

②貸し事業場等の整備 [実施予定者：自治体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、民間等]

早期稼働や初期投資の軽減を望む企業ニーズを踏まえて、既存の工場跡地を有効活用するほか、貸し工場、貸し事業場、インキュベーター施設の設置等について検討する。

③高規格道路、国道等の整備 [実施者：福島県、各市町村]

福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）が平成22年度に全線開通するとともに、県中地域の主要道路の整備により、地域間及び福島空港へのアクセスが向上し、更なる企業の進出や地域内企業間の取引機会の増加、各企業間での連携した研究開発等による技術革新、新事業の創出が期待される。

④スマートICの設置 [実施者：郡山市、田村市、民間（NEXCO東日本）]

東北縦貫自動車道「郡山IC～郡山南IC」間と磐越自動車道「船引三春IC～小野IC」間に設置されたスマートICの活用により、高速交通の利便性の向上を図る。

⑤産業団地の整備 [実施者：須賀川市、田村市]

須賀川市に日本たばこ産業(株)・旧東日本原料本部の一部機能廃止後の跡地を利用して、産業拠点（約8.7ha）の整備を進める。

また、田村市の産業拠点として、田村市産業団地（約12ha）の整備を進める。

【人材の育成・確保に関する事項】

①起業家育成支援事業 [実施者：小野町、(公財)郡山地域テクノポリス推進機構]

起業家意識の高揚を図るため、大学、金融機関等との連携によりセミナー等を実施する。

②中小企業等人材育成事業（補助金） [実施者：須賀川市、田村市]

中小企業や事業組合が実施する人材育成事業に対して、費用の一部を負担する。

③地域職業相談室の設置 [実施者：福島労働局、田村市、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町]

田村市地域職業相談室（福島労働局、田村市 通称：ALPHAアルファ）、石川地方職業相談室（福島労働局、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）、小野町無料職業相談所（小野町）を設置し、立地企業の雇用対策について支援するとともに、地域の雇用促進を図る。

④立地企業と高校進路指導（就職）担当との懇談会 [実施者：田村市、三春町、小野町]

企業の人材確保の支援と雇用確保対策に資するため、立地企業と高校進路指導（就職）担当との情報交換と企業ガイダンスを実施する。

⑤新入社員合同研修会 [実施者：三春町]

立地企業の新入社員を対象に、社会人としての心得など具体的な事項について合同研修を実施する。

- ⑥テクノアカデミー郡山による高度ものづくり人材の養成 [実施者：福島県]
テクノアカデミー郡山では、精密機械工学科、組込技術工学科の専門課程において、時代の変化に対応できる、より高い技術力を備えたものづくり人材の育成を図る。
- ⑦商工団体等ステップアップ事業（補助金）[実施者：郡山市]
組合又は商工団体が実施する会員等の活性化及び資質向上等のための研修会、講習会、調査研究事業等の実施に要する経費の一部を補助する。
- ⑧技術者研修・講習会開催事業[実施者：県ハイテクプラザ、(公財) 福島県産業振興センター等]
県内中小企業者を対象に、先端技術の開発普及を重点とした研修を実施する。
- ⑨若者の定着・還流しごとづくりプロジェクト [福島県、郡山市、須賀川市]
福島県では、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の拠点施設「ふくしま医療機器開発支援センター」を核とした医療関連産業の集積を進めている。このような地域の強みを域内外に発信し、若者の定着・還流を進めるため、ふるさと福島就労情報センターを拠点とし、就職情報の発信やオーダーメイド型業界研究の実施、県出身学生のネットワークづくりによる県内企業との接点を作るとともに、NPOと連携したインターンシップを通じて企業理解を深め、マッチングを行う。
- ⑩大学生等インターンシップ支援助成金[実施者：郡山市]
県外在住の大学生等が市内企業でインターンシップを行う場合に交通費等を一部助成し、卒業後のU・Iターンによる就職を促すとともに、企業の人材確保を図る。
- ⑪U I Jターン人材確保事業[実施者：郡山市]
市外大学内において市内中小企業等の説明会を開催し、企業のPRと本市の魅力を発信するとともに企業の人材確保を支援する。
- ⑫雇用対策協定締結に伴う立地企業への人材確保支援 [実施者：須賀川市]
須賀川市、須賀川公共職業安定所及び須賀川商工会議所が連携して、合同就職面接会の開催などを通じ、立地企業の人材確保を支援するとともに、地域の雇用促進を図る。
- ⑬創業・企業支援事業 [実施者：郡山市]
創業支援事業者との連携・ネットワークを活かした相談業務・マッチング支援、セミナー等の開催により、起業・創業者の発掘及び育成、人材の還流を図る。また、既存企業の新規分野進出や第二創業の支援を行う。
- ⑭ 地方創生推進交付金の活用
今後、地方創生推進交付金を検討する。

【技術支援等に関する事項】

- ①石川方部商工会広域連携協議会の設置 [実施者：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、5町村の商工会等]
創業希望者に対して、窓口相談及びワンストップ窓口の設置並びに創業セミナーの開催等、創業に対する支援を実施する。
- ②産学連携コーディネート事業 [実施者：郡山市]

潜在的成長力を有する市内企業を発掘してニーズ・シーズ等の深掘りを行い、高等教育機関、産業支援機関及び公的研究機関とのマッチング等により再生可能エネルギー分野及び医療・福祉分野等における新たな事業や技術の創出を支援する。

③医工連携事業化コンサル事業 [実施者：郡山市]

市内企業の医療機器分野への参入等を促進するため、企業の技術や意欲に沿った支援事業を実施する。

④福島県ハイテクプラザ連携事業 [実施者：郡山市]

ア 福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センターの機能強化 [実施者：福島県]

地域企業の産業競争力の回復、地域経済の再生のため、ハイテクプラザや大学の研究機関等が長年にわたって蓄積してきた技術・知識を地域産業と有機的に結びつけ、国際競争力を持った技術・製品が生まれる環境整備を推進する。(共同研究、技術相談、設備機器開放、依頼試験等ハイテクプラザ機能の強化)

イ 福島県ハイテクプラザと市内企業の連携により、企業の技術力の高度化、新事業への研究開発意欲の促進について支援する。

⑤郡山市・日本大学工学部再生可能エネルギー共同研究施設[郡山市、日本大学工学部]

旧郡山市立赤津小学校を利用した浅部地中熱利用システムの実証試験が実施されており、再生可能エネルギー技術の一層の発展と研究成果を活かした地域産業の振興を図る。

⑥福島県立医科大学と市内企業の交流事業 [実施者：郡山市]

市内企業に医療現場を見学・医師と意見交換を行ってもらい、医療機器関連産業への参入及び事業化による産業の集積を図る。

⑦創業支援連絡会の設置 [実施者：須賀川市]

創業希望者に対して、窓口相談及びワンストップ窓口の設置並びに創業セミナーの開催、創業に係る経費の一部補助等支援を実施する。

⑧工業製品認定制度 [実施者：須賀川市]

工業製品を、一定の基準に基づき市が認定・公表し、市内外に広く情報発信することで、企業の技術開発の創出と販路拡大を支援する。

【その他の事業環境整備に関する事項】

①中小企業ホームページ開設等支援事業（補助金）[実施者：須賀川市]

中小企業が実施するホームページ開設等事業に対して、費用の一部を負担する。

②中小企業産業見本市等出展支援事業 [実施者：須賀川市、石川町]

中小企業が実施する市場開拓や販路拡大を目的とする産業見本市等への出展事業に対して、費用の一部を負担する。

③郡山産品販路拡大事業[実施者：郡山市、郡山商工会議所等]

新たな連携・交流や企業間取引（BtoB）を促進する企業内覧会、商談会のほか、一

般消費者に向けた商品の展示・販売（BtoC）等を総合的に行う「産業見本市」を開催することにより、企業のPR及び企業間交流を推進する。

④地域商業振興支援事業[実施者：郡山市]

ICTを活用した地域商業の振興を図るため、個店に関する総合情報ポータルサイトの運営事業に対して、費用の一部を補助する。

⑤郡山市中小企業及び小規模企業振興会議の設置[実施者：郡山市]

郡山市中小企業及び小規模企業振興基本条例に基づき、地域社会が一体となった中小企業・小規模企業振興に向けた具体策を検討するため、外部の有識者で組織される郡山市中小企業及び小規模企業振興会議を設置する。

⑥中小企業・小規模企業振興会議の設置 [実施者：須賀川市]

中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針である「経営基盤の強化」、「人材の育成及び確保」、「販路拡大」、「産業支援機関等と連携した技術支援」、「創業支援」に関する施策を策定し、施策策定の審議及び施策実施後の評価・検証を行い、もって地域経済の活性化への波及効果を生み出す。

(6) 実施スケジュール

取組事項	H29 年度	H30 年度～R4 年度	R5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 不動産取得税、固定資産税の減免措置	今後、議会に条例案提出・審議、条例施行後受付	運用	運用
② 地方創生推進交付金の活用	今後、地方創生推進交付金の活用を検討	運用	運用
【その他の事業環境整備に関する事項（産業用共用施設の整備等に関する事項）】			
④スマートICTの設置 (郡山市・田村市)	供用に向け整備中	運用	運用
⑤産業団地の整備 (須賀川市)	供用に向け整備中	運用	運用
⑤産業団地の整備 (田村市)	供用に向け整備中	運用	運用

上記事業以外は、すべて実施・運用中である。

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

福島県では特に再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業の集積を戦略的に促進・強化していく方針であり、これら4分野の産学官ネットワークの更なる強化が目指されている。

福島県県中地域は、恵まれた産業支援機関・高等教育機関・試験研究機関の強力かつ広域的な産学官ネットワークを十分活用しながら、これまで集積した産業やその技術など地域の特性を最大限生かした支援体制を構築していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

①産学連携製造技術人材育成事業（マイスターズカレッジ）[実施者：（公財）郡山地域テクノポリス推進機構]

製造業の技術力向上による高付加価値化を図るため、基盤的製造技術の高度化を担う中核ものづくり人材の育成を目的に、日本大学工学部、テクノアカデミー郡山等との産学連携により製造業従事者の段階に応じた重層的な研修を実施する。

②産学連携ICT人材育成事業[実施者：（公財）郡山地域テクノポリス推進機構、郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会]

企業等におけるICT化推進のリーダーとなる人材を育成するため、日本大学工学部との連携による研修講座等を実施する。

③インターンシップ事業[実施者：郡山商工会議所]

県内外の大学生を郡山市内の企業に就職体験させ、学生自身の職業適性の理解度を高め、地元への定着を図る。

④技術者研修・講習会開催事業[実施者：県ハイテクプラザ、（公財）福島県産業振興センター等]

県内中小企業者を対象に、先端技術の開発普及を重点とした研修を実施する。

⑤ものづくりインキュベーションセンター事業[実施者：（公財）郡山地域テクノポリス推進機構]

入居企業及び起業予定者に対し、インキュベーションマネージャーによる経営面や研究開発についての支援並びに併設する試作センターの技術指導員による試作品製作の技術的支援を行う。

⑥戦略的アライアンス形成会議[実施者：（公財）郡山地域テクノポリス推進機構]

中小企業製造業者が持つ技術力などを積極的に活用するため、アライアンス（企業連携）を組み、研究開発や受発注を促進する。

⑦アドホック研究会[実施者：（公財）郡山地域テクノポリス推進機構]

会員相互の技術・情報などの交流と幅広い研究を通して、新技術・新製品等の開発や新市場の開拓をするとともに、生産販売面での相互協力を促進する。

⑧特許等取得活用支援事業[実施者：（一社）福島県発明協会]

中小企業の技術力、開発力の強化を図るため、知的財産に関する無料相談窓口の設置、専門家への派遣等を行い中小企業等の知的財産活用を支援する。

⑨うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト事業 [実施者：福島県、ふくしま医療機器開発支援センター]

研究開発から事業化までの各ステージを産学官連携で一体的に推進することにより、福島ブランド製品開発、最終的には医療福祉機器産業の集積を目指す。

- ⑩日本大学工学部と地域産業界との連携の促進 [実施者：日本大学工学部、行政、地域産業界等]

高度技術関連産業等の競争力強化を支援するため、日本大学工学部が有する研究開発機能と産業界の開発機能との連携を行政等が仲介者となりながら促進する。

- ⑪ものづくりマッチング事業 [実施者：(公財)郡山地域テクノポリス推進機構]

郡山地域における「ものづくり企業」の新規取引先の開拓、ビジネスマッチングの機会創出を図るため、「県内外の発注企業」を郡山へ招聘し、「郡山地域の受注企業」との大規模な商談会を開催している。

- ⑫福島空港エリア航空機産業研究会 [実施者：須賀川商工会議所]

須賀川地域の企業が航空機産業の調査、研究を行い、サプライチェーンを形成するとともに、同産業の集積を目指す。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

県中地域は、広大な森林と数多くの河川を有し、猪苗代湖、磐梯朝日国立公園、阿武隈高原中部、大川羽鳥県立自然公園に代表される美しい自然に恵まれている。しかし、地球規模では、低炭素社会への転換、循環型社会の形成をはじめとした持続可能な社会の実現が求められるとともに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による環境汚染からの回復の推進が課題となっている。

このため、福島県環境基本計画において「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」を基本目標に、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化防止対策などとともに、自治体や住民と協力しながら、立地企業も含めた事業者に対して事業活動による環境への負荷の低減に向けた適切な指導・助言を行うなどの取組みを推進し、環境の保全に十分配慮するものとする。

～事業者には期待される役割～

- ①事業活動の実施に当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じること。
- ②環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じること。
- ③環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に係る製品その他の物の使用または廃棄により生ずる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めること。
- ④事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力すること。

(2) 安全な住民生活の保全

① 犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

② 地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③ 犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④ 暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤ 従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。又、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教育を徹底する。

⑥ 不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

(3) その他

① P D C A体制整備等

毎年、基本計画及び承認事業計画の進捗状況の把握や効果の検証に努める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

土地利用調整を行わないため該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早

い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。